

高知県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定事業実施要領

高知県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定事業の運営については、高知県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定事業実施要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領により行うものとする。

第1 認定審査会の設置等

要綱第4条第1項の実施計画の確認を行うため認定審査会を設置することとし、その組織及び運営、その他審査に必要な事項については別に定める。

第2 防災関連商品の申請

要綱第3条第1項により申請しようとする新商品が防災関連用途のものである場合は、その新商品について、あらかじめ、高知県防災関連産業交流会の防災関連製品認定審査会が行う審査を受け、認定を得ておくこと。

第3 公募

- 1 要綱第3条第1項の申請は、公募によりこれを受け付ける。
- 2 公募は原則として年1回実施し、応募の区分は物品又は役務の提供とする。
- 3 県外企業からの応募等、要綱第2条の申請要件を明らかに満たしていない応募があった場合は、これを受理しない。
- 4 要綱第3条第2項第5号の暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿は、要領様式第1号の1及び2とする。

第4 調達

- 1 要綱第10条第2項により認定商品を調達した各課室等は、購入した商品名や金額、数量等について、要領様式第2号により速やかに工業振興課に提出する。
- 2 工業振興課予算による調達は、高知県新商品生産による新事業分野開拓者認定事業に係る認定製品発注の事務取扱に定める。

第5 使用後の評価等

- 1 認定商品を調達した各課室等は、要綱第10条第4項による評価を要領様式第3号により行い、工業振興課に提出する。
- 2 工業振興課は、各課室等から提出のあった評価表を取りまとめ、要領様式第4号により認定事業者に通知する。

附 則

この要領は、平成24年12月3日から施行する。

この要領は、平成25年7月11日から施行する。

この要領は、平成26年1月10日から施行する。

この要領は、平成26年5月26日から施行する。

この要領は、平成28年 2月22日から施行する。

この要領は、令和元年11月26日から施行する。

この要領は、令和 3年 1月12日から施行する。